



## 被害届（修正版）

愛知県警察

天白警察署長 殿

令和4年11月23日

告発人 多田 雅史

当事者の表示

被害者（告発人）

〒458-0021 名古屋市緑区滝ノ水2-1702-11

電話 080-1566-3428

多田 雅史

加害者（被告発人）

〒468-0023 愛知県名古屋市天白区御前場町258

医療法人社団幹和会 代表者理事長 鬼武 義幹

同上 院長 鬼武 宏行

### 第1 被害届の趣旨

#### 1 趣旨

加害者は、被害者からの診察治療の求めにおいて、医師の資格がない従業者（受付事務員）に医業（患者の緊急性等の判断）を行わせており、医師法17条の医業に係る違反（教唆犯、又は、共同正犯）をしたため、同法31条（罰則）1項2号により、厳重な処罰を求める。

#### 2 修正点

- (1) 告発人は、令和4年11月17日、愛知県警察天白警察署の生活安全課の警察官（大村雅彦警部補、宮川貴充巡查部長）に被害届を提出したが、同警察官は「事件発生日が令和2年3月31日で、時効が3年であり、来年の令和5年3月31日で時効となるため、捜査の時間がない」などという理由で被害届を受理しなかった。その際、告発人は、加害者の直接の医師法17条違反を伝えたが、医師法の違反者は従業者であり、加害者は同法違反の教唆犯、又は、共同正犯であると考え直し、



同警察本部生活経済課のテジマ氏にその旨を伝え、併せて、同署の警察官に伝えてもらうように依頼したが、正確に、同署へは伝えられなかったことが判明した。

(2) そして、同署の大村警部補は、同21日、告発人に対し、再度、被害届の不受理を伝え、その理由は「加害者は医師の資格を保有しているため、従業者に医業を行わせても、医師法17条の医業違反にならない」という不合理な理由であった。

(3) そこで、告発人は、1項の被害届の趣旨を変更して、被害届(修正版)を提出する。「患者の緊急性の判断、並びに重複および過剰診療の当否」(証拠5の1頁の2段目)を判断する行為は「医行為」(証拠15)であり、その医業を反復継続する意思をもって行うことは医師法17条の医業に当たる(同)。したがって、加害者が、医師の資格を保有していても、医師免許のない従業者に、上記の「患者の緊急性の判断、並びに重複および過剰診療の当否」を反復継続する意思をもって行わせている行為は、当然、医師法17条の医業違反に当たる。すなわち、医師法17条の医業違反の当事者は従業者であり、加害者は、同法同条の医業に係る違反の教唆犯、又は、共同正犯であると思料する。よって、1項の趣旨のとおり、被害届を修正して提出する。証拠13の判決(名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第702号損害賠償控訴事件)は医師法19条の応招義務違反に対する損害賠償金の支払い命令に係るものであるが、その審理において、加害者は、回答書(証拠8)において、従前から、従業者に医行為を反復継続して行わせていることを認めている。特に、現在でも、加害者が従業者に医行為を反復継続して行わせていることは、重大な医療事故を誘発しかねるものであり、極めて、危険であり、かつ、悪質である。

(4) 本件被害届を不受理とする行為は、警察庁刑事局長通達(警察庁丙刑企発第59号、平成31年月25日、「被害の届出の迅速・確実な受理」)(添付資料1)において、「業務の多忙を理由に被害届の受理を先送りしたり、複数の都道府県警察に関係する事案に係る被害申告への対応が不十分なため重大な結果を招いた事案が発生するなど、被害の届出の受理をめぐり不適切な対応が見られるところである。」とされ、諫められている理由である。

(5) 天白警察署が、地元名士の医師に係る被害届を受理することを躊躇し、また、受理して、捜査の上書類送検しても、検事が「嫌疑不十分で不起訴処分」とする事案が多いため、「無駄骨」と考えて被害届を不受理としたいことも理解できる。しかし、そのような司法警察官の行為は、違法行為であり、かつ、警察庁刑事局長通達でも



諫められているとおり、国民の信頼を裏切る行為であり、言語道断である。

- (6) 今回、告発人は、愛知県警察の天白署生活安全課の司法警察官による被害届の不受理行為について、令和4年11月18日、警察庁刑事局長の大賀真一殿に対して、「被害の届出の迅速・確実な受理」(添付資料1)の徹底の要望書を提出しており、重ねて、同局長に本書を送付し、被害届の迅速・確実な受理に徹底を要望する。
- (7) なお、当会(全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会)は、医療事故の被害者団体であり、医療者が医療事故を隠蔽し、医療事故の被害者が救済されていないため(添付資料2)、今後も、不良医療者の摘発行為を行う。

## 第2 被害の事実

1 発生日 令和2年3月31日

2 被害の内容

- (1) 被害者が、令和2年3月31日、午前中に名古屋市立大学病院整形外科(以下「前医」という)を受診したところ、同大学病院医師は、「肩腱板損傷」の疑いにより、MRI(核磁気共鳴画像法)検査を受ける必要があると判断し、地域医療連携制度により(証拠1及び2)、診療情報提供書(証拠3)及び診療用画像ディスク(証拠4)を発行し、被害者にオープン式MRI検査装置を設置する加害者の医療機関を同日の午後に受診するように指示した。
- (2) そして、被害者が、事前に加害者へ同日の午後から受診したい旨を伝えた上で、同日の午後の診療が開始される午後4時に、加害者の受付へ診療要請したところ、受付事務員が「同一日に同じ整形外科を受診することはできないため、診察も初診受付もできない」として、受付自体及び診療も拒否した。
- (3) 加害者が、診療拒否した理由について、加害者の鬼武宏行院長は、令和2年4月7日、被害者に「回答書」(証拠5)を提出し、『ご指摘にあります「同一日に、同一診療科の整形外科を受診できない」旨での受診受付をお断りした経緯を説明致しますと、確かに医科診療報酬点数表には同点についての記述はされておらず、当院でも同一日での診療は行っていました。しかしながら、保険者の解釈ではこれは重複および過剰診療に当たるため以後は気を付けるように指導を受けました。そのため緊急性の無い患者様に対しては、小生に相談の上で受診して頂くか判断をしておりました。』などとして、①過去に重複診療及び過重診療で保険支払機関から警告を受



- けたこと、②再度の警告を避けるため、医療資格のない受付事務員に、患者の診察治療の求めに対し、「重複および過剰診療の当否」を判断させて、同一日に同一診療科を受診する患者の診療を断っていること、③被害者の場合、事前に電話連絡を受けたにもかかわらず、職員間で患者の情報共有の不備が生じたこと、等を認めた。
- (4) 被害者は、加害者の診療拒否について、違法性があると考え、発生当日、健康保険支払機関の名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課の福島美帆（名古屋市中区三の丸3丁目1-1）及び健康保険の請求を監視する厚生労働省東海北陸厚生局指導監査課の医療指導監視監査官の酒井大輔（名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎第1号館6階）へ電話連絡したところ、両機関とも「大学病院の紹介状をもって、同日に次の同じ診療科を受診しても、重複診療や過重診療にはならず、健康保険法にそのような禁止規則もなく、問題はない」（証拠6）として、発生当日、電話で加害者を行政指導したが、加害者は頑なに発生当日の診療及び初診受付を拒否し続けた。この経緯は、加害者も事実経過を認めている。
- (5) 被害者は、加害者で受診を断られたため、止む無く、前医へ、別の医療機関への診療情報提供書を希望したところ（証拠7）、同年4月2日、名古屋市天白区内の元八事整形外科形成外科（以下「後医」という）への診療情報提供書を受領した（証拠8）。ところが、ちょうど、その際、コロナ禍による緊急事態宣言が発出され、後医への初診日が同年6月30日まで受診できず（証拠9）、肩腱板損傷の治療開始が大きく遅れ、その後の治療が大きく長引く結果となった（証拠10及び11）。被害者は、後医受診までの間、近医のホームドクターで応急措置を受けていた（証拠12）。
- (6) 被害者は、令和2年11月9日、加害者に対し民事の損害賠償訴訟を提訴し、その後、名古屋高等裁判所の判決（令和3年（ネ）第702号損害賠償請求控訴事件、証拠13）が、令和4年8月23日、最高裁の上告受理申立の不受理により確定し（証拠14）、加害者の損害賠償金の支払い命令が確定している。
- (7) 加害者は、「回答書」（証拠5）で、医師法17条の医業違反（証拠15）について、医療資格のない受付事務員に、医師が実施すべき「患者の緊急性の有無、並びに重複診療及び過剰診療の当否」の判断に係る違法行為を実行させたことを認めているため、同法違反の教唆犯（刑法61条、教唆）、又は、共同して違法行為を実行した正犯（同法60条、共同正犯）である。また、その他、確定した民事訴訟判決（証拠13）により医師法19条の応招義務違反、医療法15条の医療者の従業者



に対する監督義務違反及び同法30条の7の医療連携体制の構築違反の複数の不法行為がある。それらの内、医師法17条の医業違反は同法31条1項2号に罰則規定があるため、加害者の厳重な処罰を求める。

### 3 証拠

- (1) 行政文書公開決定通知書（公立大学名古屋市立大学）
- (2) 医療法人社団 幹和会おにたけ整形外科 診療科目（加害者）
- (3) 診療情報提供書（名古屋市立大学病院整形外科 上用祐士医師）
- (4) 診療用画像ディスク（同上）
- (5) 回答書（加害者の院長の鬼武宏行）
- (6) 行政文書開示決定通知書（厚生労働大臣 後藤茂之）及び「重複・頻回受診者、重複投薬者等への保健師、薬剤師等による訪問指導」
- (7) 証明書（名古屋市立大学病院理事長 郡健二郎）
- (8) 診療情報提供書（名古屋市立大学病院整形外科 上用祐士医師）
- (9) 診断書（元八事整形外科形成外科 深澤大樹医師）
- (10) 診断書（元八事整形外科形成外科 稲盛晋平医師）
- (11) 診断書（元八事整形外科形成外科 長谷川守正医師）
- (12) 診断書（松川クリニック 松川武平医師）
- (13) 判決（名古屋高等裁判所令和3年（ネ）第702号損害賠償控訴事件）
- (14) 調書（決定）（最高裁判所第三小法廷）
- (15) 「医行為」について（厚生労働省）

### 4 添付資料

- (1) 警察庁刑事局長通達（警察庁丙刑企発第59号、平成31年月25日）  
「被害の届出の迅速・確実な受理」

以上